

1 令和6年分扶養控除等申告書

令和5年12月に提出された『令和6年分給与所得者の扶養控除等申告書』を一旦お返しします。
住所の変更（※）や扶養親族の追加・取消等が必要でないか、ご確認ください。

※住所は来年の令和7年1月1日現在の住民票上の住所または居所（見込み）を記入してください。
（その住所地で住民税が課税されるためです）

【変更がない場合】

そのまま提出してください。

【修正の必要がある場合】

修正箇所を二重線で訂正し、正しい内容を記載してください。

修正は赤色のペンで行ってください。扶養親族を追加する場合も、赤色のペンで追記してください。

※訂正印は不要ですが、訂正印が押印してあっても問題はありません。

申告・記載についての注意事項や、源泉控除対象配偶者及び扶養親族等の範囲は申告書の裏面に記載してあります。申告書の裏面を必ず読んで記入してください。

扶養親族は、就職等により令和6年中の合計所得金額が48万円（給与所得のみの場合、給与等の収入金額が103万円）を超えた人については、控除対象になりません。

控除対象外の人が記載されている場合は、抹消してください。

よくある間違い

- ・「所得の見積額」に給与収入全額を記載
→ 給与収入のみの場合は、**所得＝給与収入－控除額（55万円）**です。
- ・「所得の見積額」を空欄で提出
→ 所得が0円の場合であっても、**必ず「0円」と記入**してください。
- ・16歳未満の子を「B 控除対象扶養親族」の欄に記載。
→ 「**16歳未満の扶養親族**」の欄に記載してください。（生年月日をご確認ください）
- ・「A 源泉控除対象配偶者」の欄に、所得要件を満たさない配偶者を記載。
→ **配偶者の所得見積額を確認の上記入**してください。（※）

※「A 源泉控除対象配偶者」の欄に記載できる方

給与所得者本人（職員）の令和6年中の合計所得の見積額が**900万円以下**（給与所得のみの場合、給与等の収入金額が**1,095万円以下**）の方で、
生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除く）の令和6年中の合計所得の見積額が**95万円以下**（給与所得のみの場合、給与等の収入金額が**150万円以下**）の方

※扶養親族の所得見積額は自己申告のため、申告書の提出漏れや記入漏れ・記入誤りがあっても総務課ではチェックができません。基本的にはご提出いただいたとおりに計算を行います。見積額に誤りがあり、所得要件を超えていたのに配偶者控除等を受けると、忘れたころに所得税の追加徴収の連絡が入ることがありますので、ご注意ください。

ひとり親控除及び寡婦控除について

「ひとり親」に該当する場合は、ひとり親控除として35万円、
「寡婦」に該当する場合は寡婦控除として27万円の所得控除が適用されます。

○ひとり親に該当する要件

- ・現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人
- ・生計を一にする子（ほかの人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人以外で、その年分の所得金額の合計額が48万円以下の子）を有すること
- ・合計所得金額が500万円以下であること

○寡婦に該当する要件

- 「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる人
- ・夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人
- ・夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下の人

★早見表

【女性の場合】

			死別	離婚	未婚
扶養親族	あり	子	35万円	35万円	35万円
		子以外	27万円	27万円	—
	なし		27万円	—	—

寡婦控除

ひとり親控除

【男性の場合】

			死別	離婚	未婚
扶養親族	あり	子	35万円	35万円	35万円
		子以外	—	—	—
	なし		—	—	—